

公立大学法人新潟県立看護大学業務方法書

(目的)

第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第22条第1項及び新潟県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成21年新潟県規則第13号）第2条の規定に基づき、公立大学法人新潟県立看護大学（以下「法人」という。）の業務の方法について基本的な事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第2条 法人は、法第26条第1項の規定により、中期目標を達成するために作成する中期計画に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努めるものとする。

(業務の委託)

第3条 法人は、公立大学法人新潟県立看護大学定款に規定する業務の一部を法人以外の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができるものと認められ、かつ、委託することにより優れた成果を得られることが十分期待できる場合、業務の一部を委託することができる。

(委託契約)

第4条 法人は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結するものとする。ただし、別に定める場合は、これを省略することができる。

(契約の方法)

第5条 法人は、売買、賃貸借、請負その他の契約を締結する場合には、公告して申し込みをさせることにより一般競争入札に付するものとする。ただし、別に定める場合は、指名競争入札に付し又は随意契約によることができるものとする。

(外部資金の受入れ)

第6条 法人は業務の遂行に資するため、寄附金その他の外部資金を受け入れることができるものとする。

(施設等の貸付け)

第7条 法人は、業務に支障がない場合には、法人の施設及び設備を法人以外の者に貸し付けることができるものとする。

(その他)

第8条 この業務方法書に定めるもののほか、業務に関し必要な事項は、法人の規程で定める。

附 則

この業務方法書は、新潟県知事の認可があった日から施行し、平成25年4月1日から適用する。